

# マイナ保険証等を提示せずに医療費を10割支払った場合の払い戻しについて

## 医療費の内訳

10割	
8割(小学生以上は7割)	2割(小学生以上は3割)
<b>保険給付分</b> ⇒加入している保険者に支給申請	<b>自己負担分</b> ⇒会津若松市に助成申請
【手続き先】 ・健康保険組合(保険者)  ・勤務先 福利厚生担当 など	【手続き先】 会津若松市役所 こども家庭課 ⇒8:30~17:15(平日のみ)  北会津支所・河東支所 住民グループ ⇒8:30~17:00(平日のみ)

★社会保険・国保組合の方向けの案内となっています

★会津若松市の国民健康保険の方は国保年金課へご相談ください

## 医療機関から返金を受けられることができる場合

- ① **全額(10割分)**の返金を受けることができた  
→終了
- ② **保険給付分(8割 または 7割)のみ**の返金を受けることができた  
→自己負担分(2割 または 3割)の領収書をこども家庭課または各支所の住民グループに提出  
※医療機関にお問い合わせの上、お手続きください

## 医療機関から返金を受けられなかった場合

- ① 保険者に**保険給付分**の申請をする  
※こども家庭課での助成申請時に領収書のコピーが必要となります  
保険者へ提出する前に、領収書のコピーを一部残しておいてください・・・A
- ② **保険者より保険給付分の支給決定通知書(名称は保険者により異なる)**が届く・・・B
- ③ 下記のをこども家庭課または各支所の住民グループへ持参してください  
A 領収書のコピー  
B 支給決定通知書  
C 子ども医療費受給資格証